

1. 子育て・教育・文化

(2) 図書館の利便性向上のために

- ① コンビニで予約本の受取りや返却ができる様にしてはどうか
- ② 図書館から遠い地域の駅に返却ボックスを設置してはどうか
- ③ いろいろなジャンルの本に巡り合うため、本のお楽しみ袋を作ってはどうか

【答弁】

続きまして、ご質問の1. 子育て・教育・文化の(2) ①から③につきまして順次、お答えいたします。

図書館は、図書館法の理念に基づき、広く資料を収集し、図書館資料の貸出サービスやレファレンスサービスの充実を始め、自動車文庫の運行や富田林市子ども読書活動推進計画に沿ったブックスタート事業の実施を始め、ブック便による学校図書館への配本サービス、また、本年度は学童クラブへの配本サービスの実施を開始したところでございます。

施設運営におきましても、本年度より祝日の全日開館を開始し、ゴールデンウィーク中の4日間において、中央図書館、金剛図書館での貸出冊数は8, 175冊、貸出人数はのべ2, 412人となり、市民サービスの向上が図られたところでございます。

また、喜志分室の代わりに開始しました市民会館での予約図書等の受渡業務や返却ボックスの設置につきましても、受取曜日や受取時間の拡大になっているところでございます。

ご質問の①、コンビニで予約本の受取りや返却ができる様にしてはどうか、につきましては、宮崎県の串間市立図書館や埼玉県在所沢市立図書館で実施されています。串間市立図書館では、コンビニ3店舗の協力で実施されておられますが、

1ヶ月で約20冊程度の利用にとどまっていると聞いております。

また、所沢市立図書館のコンビニサービスは、自動車文庫の巡回を廃止することに伴う代替サービスとして、平成17年度から本格実施され、現在コンビニ6店舗で実施されておられます。

本市では、今後も自動車文庫の巡回による図書館から遠い地域へのサービスを継続していき、コンビニサービスにつきましては、更に費用も伴うこととなりますので、今後費用対効果の面も含めて、研究してまいりたいと考えております。

次に、②図書館から遠い地域の駅に返却ボックスを設置してはどうか、につきましては、河内長野市立図書館や八尾市立図書館が実施されており、委託運転手により1日150冊から200冊程度の返却本の回収をしておられます。

一方で、神戸市灘図書館では平成26年度から3年間のモデル実施として3駅の周辺に設置されましたが利用が思うように伸びず、本年3月末でモデル実施を終了されております。

それぞれの設置駅の乗降客や設置場所に違いもあると思われませんが、実施する場合は、返却ボックスの購入費用と、返却本を回収するための委託運転手費用が必要となりますことから、教育委員会としましては、費用対効果も考えながら研究してまいりたいと考えております。

続きまして、③いろいろなジャンルの本に巡り合うため、本のお楽しみ袋を作っただけではどうか、につきましては、読書の楽しみを増幅させるための一つの方法であり、宝塚市では、「福袋」という形で1月に実施されております。利用者からも好評を得ていると聞いているところがございます。

教育委員会としましては、市民の皆様にとって、普段は読まない作家の本や、自分では選ばない分野の本に出会うことにより、読書の幅が更に広がり、楽しんでもらう事ができるという効果が期待できますことから、司書職員のアイデアを出しあって、本のお楽しみ袋の提供に向けて検討してまいりたいと考えております。

1. 子育て・教育・文化

(3) 再度「日本遺産」に認定申請するための取り組みを求めて

- ① 本市にとっての「日本遺産」認定のメリットを問う
- ② 庁内に関係課連携の「日本遺産」申請プロジェクトチームを設置した上で、他自治体との連携も模索しつつ、本市単独での次年度申請に向けた挑戦を求めて

【答弁】

続きまして、ご質問の1. 子育て・教育・文化の(3) ①②につきましては関連いたしますので、一括してお答えいたします。

本市にとっての「日本遺産」認定のメリットにつきましては、地域活性化の観点から、ストーリーに関連する文化財などの整備・活用などの補助対象事業に国の補助金が活用でき、国内ブランドとして、国内外への魅力発信ができるなど、シティーセールスにとって有効な施策であると考えております。

新たに「日本遺産」の申請をおこなうためには、「歴史文化基本構想」が未策定の本市では、単独申請の条件に満たないため、他自治体との連携が必要となります。

また、対象となる文化財などがある地域や地元の理解と協力が不可欠なこと、さらに事業を行うには、自治体単独でなく、民間団体等も含めた協議会の設立などの条件整備も必要となってきます。

ご承知の通り、市内には、平成9年に大阪府内で唯一の国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「富田林寺内町」があり、地域の歴史的魅力や特色を発信する素材は十分にあると認識しております。

いずれにいたしましても、申請には、広域的な取り組みを進める必要がありますことから、次年度の「日本遺産」申請は、スケジュール的にも非常に難しい状況でございます。

まずは、庁内の関係部局による連絡調整会議を発展させたプロジェクトチームとして設置し、さらなる情報収集に努め、例えば、「寺内町」のある自治体との広域的な連携など、申請に向け努力し、テーマや方策などを模索してまいりたいと考えております。

3. 学校を中心とした地域づくりについて

- (1) 学校の中の諸課題を地域の人と解決していくために、空き教室を使用し、地域の人が自由に入出りでき、地域活動の拠点とできる場所を確保すべき

【答弁】

本市におきましては、児童生徒数の減少に伴う学級数の減少により、かつて普通教室として整備した教室は、現在、少人数教室など様々な学習用途で活用するとともに、学校教育上支障のない範囲で、学校長の同意を得て、多目的教室などを地域開放し、市民の方に利用していただいているところでございます。

また、平成26年6月には、「余裕教室活用指針」を策定し、学校における必要な教室の基準等を示したところですが、他市においては、余裕教室を活用し、地域の団体やNPOと共に学校を核とした地域づくりを進めている学校も見受けられるようになってきております。

余裕教室を地域活動に活用する際には、既存の学校施設と転用部分の管理区分を明確化するとともに、子どもの安全・安心を第一に考えた措置が何よりも重要であるなど、地域開放に向けた課題もございますが、現在、学校の協力体制のもと、児童の安全で安心な学校生活を確保しながら、平日昼間や休日にも地域の方々に利用していただける学校として向陽台小学校を選定し、施設改修についての検討に入っているところでございます。

具体的な検討内容としましては、地域開放用入口を児童用と独立させることなどにより、管理部分を明確にすることが可能となり、セキュリティ面で学校負担の軽減を図り、教育を支えるボランティアの方々や地域の人々が利用しやすい学校施設の活用を目指すものでございます。

教育委員会といたしましては、例えば、「すこやかネット」活動の拠点や学習サポーターによる学習支援の場、地域の方による学校環境整備の支援拠点など、活用施設が学校を支援する地域交流の場となり、学校を核とした地域の教育コミュニティづくりのモデルケースとなるよう、先進事例なども参考にし、運用方法について関係機関とも連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

6. 園児や児童の社会性育成の観点から見た学校等施設の集約について

(1) 小学校の統廃合について

【答弁】

学校規模の適正化を図るものとして、文部科学省では平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しております。

その主な内容としましては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特性を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされており、小学校で6学級未満、中学校で3学級未満の学校については、統廃合の適否を検討する必要があるとしております。

また、通学距離についての考え方もあり、従来の小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準は、引き続き妥当としつつ、通学時間を「概ね1時間以内」と示しております。

本市においても、学校規模が縮小しているところでは、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることについての課題が懸念されてきておりますが、一方では、少人数によるきめ細かな指導が可能となり、一人ひとりの学習状況を的確に把握することができるといったメリットもございます。

また、規模が縮小している学校では、異年齢集団による仲間づくりなど、工夫をこらしながら、子どもたちの社会性を高めるような育成を図っているところでございます。

議員ご提案の小学校の統廃合についてですが、他市においても子どもの数が増えたことによる教育的な効果や成果も報告されておりますが、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、各学校が持つ歴史的背景や地域性、多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視する必要もございます。

現在、本市において、6学級未満の小学校はございませんが、教育委員会といたしましては、小規模校のデメリット解消や教育の充実を図る手法にも取り組むとともに、各校区の地域性や保護者の思いも踏まえ、それぞれの地域で子どもたちが健やかに育んでいくための学校規模の適正化についてさらに研究してまいります。

7. 教育機会確保法を受けた本市としての具体的な取り組みについて

(1) 不登校児童対策が必要ではないか

【答弁】

7. 教育機会確保法を受けた本市としての具体的な取り組みについての(1)についてお答えします。

いわゆる教育機会確保法は、国や自治体が一層多様化・複雑化する要因や背景を抱える不登校児童生徒の教育機会確保等に関する施策を総合的に推進するために制定されました。

現在、不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあります。本市小中学校における不登校児童生徒数についても同じ傾向が続いていましたが、平成28年度は、減少に転じました。しかし、依然高止まりの状態にあり、予断を許さない状況にあります。各校では、ケース会議を開き、個々の子どもの状況把握や組織的な支援方策について検討しております。

しかし、家庭状況に起因する様々な課題から、学校での取り組みだけでは、改善が困難なケースもあります。

これらの課題に対応するため、本市では、全学校園の不登校担当教員が集まる会議を年8回開催しており、不登校児童生徒の現状や各学校園の取り組みを共有するとともに、幼小中の教職員が連携して、早期からの不登校傾向児童生徒の支援に努めております。

また、大阪府のスクールソーシャルワーカー制度の活用に加え、平成28年度からは、市単費によるスクールソーシャルワーカーを重点校に3名配置し、更に、1名が重点校以外の学校からの依頼による派遣・巡回を行っております。具体的には、スクールソーシャルワーカーが、ケース会議へ参加したり、児童生徒への登校支援、福祉・医療等の社会資源と協働した保護者への支援にあたりたりするなどし、昨年度は、9件のケースについて改善が図られたという成果が報告されています。

更には、不登校児童生徒が個々の状況に応じて、学校外でも教育を受けることができるよう、適応指導教室を開室し、学校との連携による学習保障と学校復帰に取り組んでおります。

しかしながら、各学校では、早朝や夜に教師が家庭訪問を行ったり学習支援を行っている状況もありますことから、本市教育委員会といたしましては、教育機会確保法の趣旨をふまえ、引き続き、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に努めるなど、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を進め、子どもたちの健全育成を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

1. 学校での事故防止と安全対策について

- (1) 校舎内での事故の状況と防止対策について
- (2) 運動会での組体操の実施状況と指導方法について
- (3) 中学校での柔道の授業や部活動中の事故の状況と安全対策について

【答弁】

1. 学校での事故防止と安全対策についての(1)から(3)につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)についてですが、平成28年度、本市の学校事故件数は、小学校で535件あり、内281件が校舎内で起こっており、約52%を占めております。中学校では337件あり、内130件が校舎内で起こっており、約38%を占めております。

主な事故内容といたしましては、不注意による転倒が多く、他には学習中での彫刻刀やカッター、はさみによる事故等が報告されております。

また、雨天時は校舎内での事故が増加する傾向にあります。

事故防止対策といたしましては、現在、全ての学校で事故につながる危険箇所がないかについて、定期的に安全点検を実施しております。また、児童生徒に事故に対する注意を促すため、教室での過ごし方についてのルールを定めたり、委員会活動等でポスターを作成したり、雨天時には校内放送で注意喚起を行うなどの取り組みを行っているところです。

さらに、事故件数の多い学校では、職員会議等での事故状況の共有や、事故検証が行われており、施設整備も含めた予防対策が検討されておりますが、現在のところ、緊急な整備を必要とする学校はございません。

また、すべての学校で万が一、重大事故が起こった場合にも迅速に対応できるよう、平成28年3月に文部科学省より示されております「学校事故対応に関する指針」に従い対応マニュアルを用意する等、教職員間で意思統一を行い、準備態勢を整えております。

今後も、安全・安心な学校を実現するため、教職員の意識向上のための研修の実施や、家庭や地域、関係機関との連携を通して安全教育の充実を図り、全ての子どもたちに、自ら危険を予測し、自らの命を守ることができる能力が育まれるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に(2)についてお答えいたします。

本市では、今年度の運動会において、小学校16校中15校で組体操が実施されました。また、秋に実施を予定している中学校では、生徒の体格や体力等の個人差が大きく、重大事故につながる危険性も高いことから、現在のところ8校中7校では、実施は予定されておらず、1校が実施の検討を慎重に進めているところでもあります。

組体操につきましては、これまで本市でも多くの学校で取り組まれ、安全への十分な配慮をしながらも、子どもたちに充実感や達成感を味わわせるため、難易度の高い技に挑戦する学校もありました。しかしながら、平成27年度に全国で年間約8,000件の事故が発生していると報告されたことから、社会的にも大

きな問題となりました。このことを受け、本市といたしましては、組体操そのものを禁止はしないものの、事故の危険性の高いものは避け、児童の体力実態に即したものとなるよう、その内容の見直しを指導してきたところです。

指導方法につきましても、職員研修等を実施し、段階的な指導がなされるよう、さらには、児童の習得状況に応じて柔軟に組体操の内容が変更できるよう配慮しております。加えて、組体操の練習時には、管理職や空き時間の教員が補助として入り、事故防止に努めております。

これらの指導もあり、本年度の組体操での事故については、小学校で打撲等が数件ありましたが、いずれも大事には至らず運動会を終えました。

今後も各学校に対して、組体操における組織的な指導体制の構築、子どもの体力実態に応じた段階的指導、十分な安全対策という3つの観点を中心に指導することで、事故のない感動的な運動会の実施に努めてまいりたいと考えております。

続いて、(3)についてお答えいたします。

平成24年度より中学校において武道が必修化されたことに伴い、現在本市においても8中学校中6中学校で柔道の指導を行っております。各中学校では、事故発生時の対応等の指導体制を構築し、安全管理の徹底を図るよう指導しております。本市では、現在まで柔道の授業で受け身の学習中に左ひじを畳に強打し、病院で打撲と診断された例が1件ございますが、大きな事故等は発生しておりません。

学習内容といたしましては、各学年で10時間程度の授業時数を配当し、効果的な学習ができるようにしており、受け身の練習を段階的かつ十分行った上で、技と関連させた受け身の指導を行っております。その後、試合形式の授業では、固め技のみの試合として、安全確保に努めております。

安全への配慮事項として、一定の指導歴又は定期的開催される柔道の指導者研修会等に参加をした教員が指導に当たっております。また、体育館を使用する場合は、衝撃を和らげるマット等のずれを防ぐ措置などを講じるよう指導しているところです。

また、運動部活動における安全管理についても、運動の特性を踏まえた基本的な技能練習を行い、学年段階や個人差にも十分配慮した活動を行うことで、事故等の未然防止を図っております。

しかしながら、生徒が部活動に夢中になる中であっては、さまざまな原因により事故等が発生する可能性がございます。具体には、暑さによる熱中症はもちろんのこと、競技中の激しい接触が原因で発生するものなどもあります。そのため、それぞれの競技の特性や練習環境・自然環境等に応じた安全対策を講じるよう指導しているところです。

もし、事故が発生した場合でも、緊急対応を迅速に行えるよう学校が組織的に救護体制を構築し、応急手当を施し、負傷者を速やかに医療機関に搬送することや、二次被害防止に努めております。

本市教育委員会といたしましては、運動やスポーツについて、生徒の健全な心身の調和を図るという重要な役割と意義がありますことから、今後も中学校3年間の指導を見通した上で、学習段階や個人差に配慮した指導を行うなど、柔道の授業や部活動中の事故防止に努めるよう学校を指導してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

2. 配慮を要する児童生徒と保護者への対応について

(1) 「二分の一成人式」を実施する際の児童と保護者に対する配慮について

【答弁】

2. 配慮を要する児童生徒と保護者への対応についての(1)につきまして、お答えいたします。「二分の一成人式」は、10歳を迎える小学校4年生において、これまでの自身の成長を振り返り、将来に向けての決意を新たにす節目の行事として、全国の小学校で取り組まれております。

本市では、平成9年頃から取組が始まり、平成24年頃には多くの小学校に広まりました。平成28年度は13校が実施し、今年度については、15校で実施される予定です。

この取組は、児童が自分の存在価値を確かめたり、今後の夢や目標を語ったりすることで自信を深め、前向きな学校生活に向かう機会となることから、有意義な取組の一つとして、各校で実施されております。

しかし、一方で、議員ご指摘のとおり、子どもを取り巻く生活環境や家庭環境は多様でありますことから、実施にあたっては、児童、保護者に対する配慮が求められます。

このことから、各学校では、全ての児童が本取組に対して、意欲的に参加できるように検討を行い、その趣旨を保護者へ事前に周知するとともに、配慮を要する家庭には個別に対応する等、丁寧に取組をすすめております。例えば、子どもが保護者からの聞き取りをすることが困難なご家庭については、担任が家庭訪問を行い、直接保護者の方から聞き取ったり、当日参加できないご家庭については、児童への手紙を書いて頂き、担任が代読したり、児童が発表した内容を文章にまとめ、保護者にお渡ししたりする等、配慮に努めております。

本市教育委員会といたしましては、学校における教育活動は、保護者の方々との連携が重要であると認識しておりますことから、今後も、子どもを取り巻く家庭や保護者の状況を十分に踏まえ、保護者の方々のご理解、ご協力のもと、一人一人の児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むよう各校を指導してまいります。

2. 配慮を要する児童生徒と保護者への対応について

(2) 就学援助制度の見直しについて

- ① 申請時期と支給時期について
- ② 中学校給食チケットを導入し、就学援助の対象とすることについて
- ③ 医療券の発行手続きと入手方法について

【答弁】

2. 配慮を要する児童生徒と保護者への対応についての(2)の①から③につきまして、順次お答えいたします。

まず①についてですが、本制度を必要とする保護者への支援を速やかに行うことが重要であると認識しておりますことから、申請時期を早めることや、認定作業等の事務処理期間短縮による早期支給の実現について、引き続き、研究・検討してまいります。

次に、②についてですが、中学校給食の申し込みにつきましては、次月分の給食申し込みのためのマークシートとともに現金を前納していただいております。この方式は、中学校給食導入に際し、未納を出さないことや、学校や先生方の負担の軽減を考慮し決定したもので、保護者の皆様の協力もあり、現在も徴収率は100%となっております。

議員ご提案の中学校給食チケット導入につきましては、チケットの購入方法や購入後の紛失、再発行などの課題もございますことから、今後も申し込みおよび納付方法などについて研究を行ってまいりたいと考えております。

また、中学校給食費を就学援助の対象とした場合、毎年多額の予算が新たに必要となります。さらには、地方交付税を含めた国からの補助も、本市の就学援助額に十分見合うものではなく、中学校給食費を就学援助の支給対象とすることについては、本市を取り巻く状況が厳しさを増す中であって、実現には課題がありますが、今後も研究を続けてまいります。

続きまして、③についてお答えいたします。

医療券の発行につきましては、必要とされるご家庭には前年度における就学援助の認定状況に関わらず、4月当初より行っております。また、その入手方法につきましては、教育指導室だけではなく学校に電話連絡をいただければ、お子さまを通してお渡しするなど、柔軟な対応に努めております。

但し、学校保健安全法に定められた医療券利用の対象となる病気以外で受診される場合や、医療券を事前に入手できないような緊急時につきましては、保護者の意向により、本市の子ども医療助成等を活用しておられます。

本市教育委員会といたしましては、未来を担う子どもたちの健全育成のため、保護者の経済状況が子どもの教育環境に影響を及ぼさないよう、就学援助制度の充実のため、補助の拡充を国・府へ強く要望するとともに、運用のあり方について、引き続き研究をすすめて参ります。

2. 配慮を要する児童生徒と保護者への対応について

(3) 中学校の「給食の日」の拡充について

【答弁】

本市で行っております「給食の日」は、平成24年度から実施し、年に1回、給食を無料で提供して、中学校給食の良さを子どもたちに知ってもらう取り組みでございます。実施当初は喫食率の向上を目的とし、美味しくて栄養バランスのとれた給食を体験してもらうよう行ってまいりました。

今後も、「給食の日」を更なる喫食率の向上と、食育も含めた給食の良さをPRする取り組みの日にしてまいりたいと考えております。

この度、議員よりご提案をいただいております、子どもの貧困対策としての給食無償の日を拡充する事につきましては、月に1回実施した場合に、試算では食材費だけでも年間新たに約1千万円の経費が必要であることから、その有効性について研究してまいりたいと考えております。

2. 配慮を要する児童生徒と保護者への対応について

(4) 小中学校での口腔崩壊の状況や、歯科未受診の児童生徒に対する対応について

【答弁】

続きまして、(4) についてお答えいたします。

現在、小中学校では、学校保健安全法にもとづき、毎年6月30日までに歯科検診を実施しているところです。歯科検診では、歯及び口腔の状態について検査を行い、歯科医での受診が必要な場合は、個々に治療勧告をしております。

昨年度、本市の学校で治療勧告を受け、実際に歯科受診した児童生徒の割合は、小学校54%、中学校36%で、全ての子が受診するには至っておりませんが、府平均より受診率は高い結果となっております。

各学校においては、治療勧告後さらに保健だよりや個人懇談会等で受診を呼びかけているところですが、それでも受診に至らない児童生徒については、担任や養護教諭から個別に保護者へ連絡し受診をすすめたり、再度、治療勧告をお渡ししたりするなどの対応を行っているところでございます。

議員ご質問の口腔崩壊については、本市の養護教諭部会において、虫歯が原因で咀嚼が困難になっている児童生徒の報告は上がっておりません。しかしながら、未然防止にむけて、歯科衛生士による歯みがき指導を全小学校で実施するとともに、日常生活における歯みがき習慣を身につけさせるよう指導しているところです。

また、検診結果について特に心配な児童生徒については、検診後に医師から管理職や養護教諭に情報提供していただいております。これらの児童生徒については、ネグレクト等が疑われるなど、家庭支援を必要とするケースもあることから、必要に応じて、関係機関との連携も図りながら、個々の状況に応じた対応を行うようにしております。また、経済的な理由で受診が困難なご家庭には、本市の子ども医療費助成や、就学援助による医療券の活用を促しております。

本市教育委員会といたしましては、今後もていねいな歯科受診勧奨や適切な口腔衛生指導を行うとともに、関係機関とも連携し、子どもたちの歯の健康が保たれるよう、各学校を指導・支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。